

平成28年9月甲良町議会定例会会議録

平成28年9月21日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 平成27年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 平成27年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 平成27年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第7号 平成27年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第8号 平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第9号 平成27年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第11 議案第42号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第43号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第44号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第45号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第46号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第47号 平成28年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17 意見書第3号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書（案）

第18 意見書第4号 臨時国会でT P P協定を批准しないことを求める意見書
(案)

第19 議員派遣について

第20 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員(12名)

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	西川誠一
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	木村修

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	学校教育課長	藤村善信
税務課長	山田禎夫	教育総務課参事	福原猛
税務課参事	上田和光	産業課長	川嶋幸泰
住民課長	米田志保子	建設水道課長	北坂仁
総務課参事	宮川哲郎	呉竹センター館長	山田光義
企画監理課長	中川雅博	会計管理者	寺川貴代美
人権課長	陌間守	保健福祉課長	小林千春

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	山崎志保美
------	-----	----	-------

(午前9時04分 開会)

○木村議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成28年9月甲良町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番 阪東議員および7番 宮寄議員を指名します。

日程第2 認定第1号から日程第10 認定第9号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されています。

これより予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

西川委員長。

○西川予算決算常任委員長 それでは、報告させていただきます。

予算決算常任委員会審査報告書。

認定第1号 平成27年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定8号 平成27年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで。

認定第9号 平成27年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

いずれも認定すべきものと決定しております。

2、審査経過。

認定第1号 平成27年度甲良町一般会計歳入歳出決算、歳入の部。

27年度の町税は26年度に比べて、個人町民税が378万9,000円、固定資産税が956万5,000円減少しているが、これは公金横領事件と関係しているのではないかと問いに、歳入決算額は実際に町会計に入金があったものであり、27年度の歳入額が減少した一因になっている可能性がないとは言えないとのことであった。

町税の不納欠損額は251万6,631円あるが、分納誓約等による執行停止はできなかったのかとの問いに、納付折衝は行っていたが、分納には至らず不納欠損処分となったとのことであった。

特別会計を含む地方債の現在高は81億5,942万円あるが、政府資金借入の利率状況は、また、借り入れの繰上償還や民間の銀行等への借りかえ

を検討していないのかとの問いに、利率は0.1から6.6%の状況で、本町の財政健全化判断比率等の数値から、繰上償還も借りかえもできないとのことであった。

公営住宅使用料における滞納額は2,211万9,399円と多額であるが、担当課として滞納整理の方針はあるのかとの問いに、督促や催告の通知はしているが、今後、課内で検討し、滞納整理の方針をまとめたいとのことであった。

保育料や給食費等の滞納額は年々増加しており、町財政を圧迫している。各徴収担当課は、滞納整理方針をまとめ、町長をはじめとする徴収対策本部の体制を強化し、町をあげて徴収に取り組むよう指摘があった。

他にもいろいろな質疑や指摘があった。

歳出の部。

一般管理費の不当要求対策官賃金305万400円の出動基準はとの問いに、職員の身に危険を感じた場合に立ち会い等をしているが、威圧的に制止させることが目的ではなく、暴力等を未然に防ぐためであり、特に基準は設けていないとのことであった。

住宅リフォーム補助金の実績と経済波及効果はとの問いに、27年度補助件数は28件で、補助額1,225万8,000円であり、経済波及効果は、総事業費の1億35万3,000円とのことであった。

非常備消防費の消火栓等維持管理負担金524万4,000円の内訳はとの問いに、消火栓393基、防火水槽77基分の維持費として、水道事業会計へ支出しているとのことであった。

中学生まで医療費の無料化を拡大した福祉医療費町単分の実績はとの問いに、小中学生517人で、5,242件分の利用があり、医療費負担は970万6,711円とのことであった。

本町は、脳疾患や心疾患、慢性腎不全などの発生率が県内でも非常に高いが、その要因をどう考えているのかとの問いに、生活習慣病といわれる、肥満、高血圧、高血糖、高コレステロール等の疾患が多く、食生活などの生活指導に取り組みたいとのことであった。

児童虐待として町内で把握している件数はとの問いに、児童虐待は、身体的暴力だけではなく、言葉の暴力、ネグレクト、夫婦や家族の問題など生活環境が与える虐待も含んでおり、直近の調査では60件を超える件数を把握しているとのことであった。

児童クラブ運営費の生徒緊急移送料1万3,560円の内容はとの問いに、児童クラブにおいて子どもの軽微な事故やケガが発生したため、病院へ移送したタクシー代とのことであった。

道路橋梁維持費の町道除草管理委託169万7,433円の内容はとの問いに、町道北落呉竹線、金屋池寺長寺線の植栽とダム事務所周辺の公園の除草作業などをシルバーに委託しているとのことであった。

中学校教育振興費のチャレンジウィーク事業で職場体験できる事業所数は、また農業体験もできるのかとの問いに、町内15箇所、町外10箇所で、道の駅での販売体験や東びわこ農協東部営農センターでの農業体験も行っているとのことであった。

社会体育費の公園等施設管理委託401万2,117円の内容はとの問いに、運動公園の除草作業等を行うためのシルバーへの管理委託料とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

国保税滞納世帯への資格証明書および短期保険証の交付状況は、またその対応はとの問いに、27年6月1日現在、資格証明書の交付は、26世帯37人、短期保険証の交付は、75世帯135人であり、生命を守る観点から一律に交付するのではなく、分納誓約が得られない場合や守られない場合に交付している。また、納付相談等を通じ、国民健康保険法第44条における倒産などによる失業や疾病などによる生活困窮、災害等の減免規定について、該当者に説明しているとのことであった。

30年の国民健康保険広域化では、保険税額をどのように算定するのかとの問いに、一人当たりの保険税額が県内で最も高いのは、栗東市の11万479円、最も安価なのは、豊郷町の7万7,302円であり、広域での保険税額については、県内で課題整理および検討中とのことであった。

過年度分過誤納還付金78万1,400円および還付加算金1万1,700円の内容はとの問いに、社保加入などによる国保の資格喪失は、本人からの届出が必要であるが、届出が遅れた場合でも遡って還付するため、その期間等により加算金が生じるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

受益者分担金の不納欠損額は894万2,000円と多額であるが、理由と件数はとの問いに、地方税法第18条による消滅時効によるもので115件。受益者分担金は公債権であり、請求権は5年である。毎年、催告書は送付していたが、督促状の発付ができていなかったため、時効の中断ができず、5年を経過したものを今回、不納欠損した。今後は、法にのっとった徴収事務を行うよう努めたいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第4号 平成27年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。

住宅新築資金の収入未済額は1億5,899万7,356円あり、町全体の滞納額の半数近くを占めている。滞納額減少についてどう考えるかとの問いに、不景気や償還者の高齢化等により、低迷した収納状況が続いているが、督促や催告通知、保証人への通知、裁判所を通じた支払督促等を小まめに行い、滞納額減少に努め、法的措置については弁護士と相談したいとのことであった。

27年度は一般会計へ201万5,000円繰り出しているが、今後、全額償還されれば、一般会計へ繰り出しできる金額はいくらかとの問いに、償還が全て終われば、一般会計から繰り入れした金額を除く、約7,490万円繰り出しできるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 平成27年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。

27年度の売却は、呉竹、長寺合わせて308.69平米であり、決算書では281.69平米とあるが、その相違はとの問いに、相違分の27平米については、公共事業の用地取得費として、呉竹地先の旧県道用地27平米を購入したとのことであった。

未処分地は7,006平米あるが、無断占有している土地はあるかとの問いに、地籍調査が完了している所ではないとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

27年度は町内の方に5区画販売しているが、町外への販売促進はとの問いに、東近江市周辺に新聞折り込みによるPRを行った結果、問い合わせが数件あり、28年度に入って3区画販売できたとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第7号 平成27年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算。

介護保険料の減額や減免は考えていないかとの問いに、介護保険料は、27から29年度の3年間の保険給付額等の推計から算出した額であり、運営上、町独自の減免については考えていないとのことであった。

特別徴収保険料の収入未済額マイナス108万7,000円の件数と内容はとの問いに、死亡や転出で異動が生じた場合、社会保険庁にデータを送信するが、そのやりとりに2から3カ月かかり、年度内の還付処理ができなかったことと、本来、複数回行わなければならない事務処理が1回しかできていなかったためであるとのことであった。

介護予防住宅改修費負担金70万2,430円は何件分かとの問いに、要

支援1、2の認定者5件分とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第8号 平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

特別徴収保険料の収入未済額マイナス6,732円の内容はとの問いに、県外への転出や死亡による保険料の還付について、広域での処理のため支払までに期間を要することから、翌年度での還付が発生したとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第9号 平成27年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算および事業報告。

有収率を向上させるための施策はとの問いに、26年度にメーター交換等を行ったことにより、有収率は上昇傾向になり、27度は86.32%となった。今後も、漏水調査や計器類の更新等を行い、更なる有収率の向上に努めたいとのことであった。

水道料金の債権の消滅時効は何年かとの問いに、下水道使用料や受益者分担金は5年であるが、水道使用料は私債権であり、2年とのことであった。

403万5,730円の不納欠損処理が行われているが、件数と理由内訳はとの問いに、27年度は59件で、その内、生活困窮が33件、納付意思なしと認めたものが18件とのことであった。

不納欠損に至るまでに、給水停止処分等の執行や分納誓約等による時効の中断を行うこと。また、不納欠損処理は、町の基準を作成することとの指摘があった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上であります。

○木村議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 議長にお願いをいたします。緊急質問をお許しいただきたいと思うんですが、27年度の決算ともかかわりますので、町の答弁が事業の内容や庁舎内との検証とも矛盾する答弁がありましたので、本会議で訂正すべきだと思いますので、その質問をお許しいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○木村議長 西澤議員、どういうことですか。

○西澤議員 プレミアム商品券についての山田裕康議員の質問に対して、産業課長が適正に運営されているということで答弁がありました。庁舎内の検証結果が発表されていますが、そこでは行政の信頼を失墜したものというよう

に書かれています。大変不十分な中身でありますけれども、総括としては信用失墜を招いた1つの事業であったこと、町長がそういうことで1人2冊の限度も超えて購入したことなどについては触れていませんが、町としてはそういう検証結果、つまり、町としての全体の検証結果が出ている内容とは矛盾していますので、委員会ではその訂正らしい答弁がありました。本会議で質問に答えて、プレミアム商品券の事業が適正に行われていたものと考えます。こういう町の検証結果とも違う、矛盾する答弁がありますので、改めて本会議で答弁し直してほしいというのが1つです。

それからもう一つは、納税に来られた方の時間が3時を越えて、これは山田裕康議員が質問しました。私もおかしいなと思いましたが、コンビニに納付してもらうように指導するという税務課長の答弁がありました。現実であり得ないことですし、それから、税金を町に納めに来られた人の対応は間違っているというように思いますので、後に訂正されたように聞きますが、改めて本会議の場にありますので、訂正を願いたいというように思いますので、2点よろしくをお願いします。

○木村議長 今、西澤議員の質問で、産業課長と税務課長なんですが、間違いがあるかどうかを判断して、間違いがあれば訂正してほしいと、合っていれば合っているという答弁でよろしくお願ひしたいと思ひます。

産業課長。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 失礼します。一般質問では大変言葉足らずで、委員会でも述べさせてもらいましたけれども、販売に関する要項等が決められていなくて、販売方法が1人1回2冊という記載がなかったということは、それは行政の大変大きな落ち度でございます。それと、そのままチラシにも1人2冊ということで載せてしまったことが大きな間違いで、本来決まっていたことは、1人1回2冊ということが調査委員からの資料でも決まっていたことですが、それをそのまま載せることなく、チラシの方は間違った記載をしてしまったということは行政の落ち度ですので、それについては深くおわび申し上げます。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 まず、3時に納税者の方が役場の方にお見えになられましたら、まず会計の方は開いておりますので、会計の方に誘導して納付をしていただいております。5時15分、勤務時間外で会計の方も終わってしまいましたら、それにつきましては、税務課職員がおりましても、現在、現金を扱うというようなことはしておりませんので、その時間外以降に来られた方については、コンビニの方へ納付していただけないでしょうかということで誘

導させていただいているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 関連して言わせてもらいますけど、税務課長ですけど、私はあのときにトイレに行っている時間とか、お昼休みの時間はどうされているんですかという問いに対しても、コンビニに行ってもらっているとか何かそういう言い方でちょっと私が不親切やということを言わせてもらっていましたので、ちょっとそこら辺も十分な訂正をしていただいて、やはり会計室の方で預かることに対してのダブルチェックをどういうふうに行っているかというのもきちっと説明していただいて答弁していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 山田裕康議員にお答をいたします。トイレ等と言ったということでございますけれども、当然ながら議員がおっしゃるように、時間中については会計の方に誘導をさせてもらっているといったようなことで行っておりますので、そこでいなかったからということでコンビニの方にとかいったような誘導はいたしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○木村議長 予算決算常任委員長の審査報告について、質疑はほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成27年度甲良町一般会計歳入歳出決算について討論はありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 一般会計において予算決算常任委員会におきましては、監査員としての意見を言わせていただきましたが、議場におきましては議員として意見を言わせていただきます。

議員必携の263ページに決算の認定ということで書かれています。その266ページに歳入の審査に当たったのところに、歳入審査のポイントはということで収入確保の努力が十分なされて、その実績が上がっているかということでもあります。予算額に比べて調定額がどうであったか、その調定額に対して収入済額がどういう実績で、差引収入未済額がどうなっているか、さらに、収入未済額が出た原因と理由は何であるか、また、不納欠損額が出て

いる場合にはなぜ不納欠損となったものか。執行当局が十分に徴収の努力をしたにもかかわらず、やむを得なかったものなのか、反対に努力が十分であったと言えるのかよく見きわめて判断をすべきものである。具体的にはということで、町村税の徴収がよくなされているかで、税は歳入における最も有力な財源であり、一方、住民からすれば義務として納入すべき公的負担である。したがって、滞納を生じているとすれば、期限までに納税した善良なる住民との間に重大な不公平が生ずることになる。加えて、その年度の歳入に重大な歳入欠陥を生じ、財政運営に支障を来すことになる。そこで、前年度から繰り越された滞納分の徴収実績ともあわせて十分検討されなければならない。特に不納欠損については、一覧表を徴して、必要に応じて個々のケースごとに具体的に検討を加えるべきであると書かれています。重要なことは、不納欠損について個々のケースごとに検討しなければならないということです。その資料がだされてなく、十分な検討がなされておられません。また、27年度においてはプレミアム商品券の問題や着服事件があり、6日の私の一般質問におきましても、両センターにおける徴収した税もまだ調査中であり、不透明な部分が多くあります。

私の意見としては、町長の姿勢は納得できるものではありません。それで、議員としては反対ということをおっしゃっていただきます。ですが、監査におきまして出された資料は適正に処理されていたと認めておりますので、私は採決に加わることが適切ではないと考えます。よって、採決の折には退場させていただきます。

以上です。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 反対討論をさせていただきます。報告は認定でありましたが、後の4件ほどとも関連します、国保、住宅、下水、水道、この辺も関連しますが、合あわせた意見をさせていただきます。

行政も議会もともに住民福祉の向上のために一生懸命尽くすということが大きな目的であります。27年度決算については、町民から納めていただく税金において公金横領が発覚しました。行政は刑事告訴すると公言したが、いまだ全容が解明されず、告訴がされていない、また町民への説明もいまだされていない、還付金についても着服の可能性があることが判明してきております。プレミアム商品券発売についても、1人2冊と町民に発表したにもかかわらず、行政内部の意思統一がなされず、曖昧な解釈で不正販売し、町長、議長の不正購入に至っていること、不納欠損処理に当たっては、全てとは言わないが、行政は督促、催告、裁判所手続等を行うとか、努力する、毎

年同じ答弁を繰り返している。その成果の報告は受けたことはありません。法的措置の期限が切れ、時効を待っているところが見受けられる。このことは収入未済や滞納整理にも同じことが言える。職員全員とは言わないが、職務怠慢ではないのか。1、2カ月のうちに服務規程を見直し、28年度決算の収支バランスの向上をさせることに全力をもって臨んでいただきたいと思います。

以上で反対としますが、なお、滞納や不納欠損実務はもっと厳しく対処することを服務規程に入れて、職務怠慢や実際の数値としてマイナス要因の結果が出た場合には懲戒処分を厳しく採用し、職員の綱紀を正していくことを明確にさせていただき、全ての職員には地方公務員、公僕としての自覚を再確認し、業務に邁進して住民の対応をすること、このことをつけ加え反対討論とします。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。27年度一般会計の決算について反対討論を行います。決算審査をめぐって、出された意見や要望、指摘などを真摯に受けとめ、来年度予算、事業、町政運営に反映していただきたく、要請を込めて討論します。次の諸点に絞って申し上げます。

1つは、委員会審査で議論が集中した、膨大な累積を続けている税金等の滞納問題です。さらにそれに加えて、不納欠損の膨大さとその処理の不明朗さです。滞納額の総合計は3億4,630万円、7年前と比べまして2,307万円が減少しています。しかし、過去7年間の不納欠損額の合計額が約9,926万6,000円ですから、実質は約7,619万円の滞納が増えていることとなります。本来納入されるべき税金が事業に活かされなかった金額は過去7年間でみますと、平成27年度末滞納額とこの間の不納欠損額の合計額約4億4,556万円となります。このことから、2つの側面を見る必要を私は感じます。1つは、本来納めていただく税金が徴収できなかったために、町民の財産として、資金として活かすことができなかった金額が4億4,000万円にも上るということです。もう一つの側面は、甲良町民の現状、困窮状況を物語っていると同時に、行政への信頼性、行政事務そのものの公平性が鋭く問われているものとなっていると思います。行政側が提出した資料で、町民税関係が提出されていませんので、水道料で見ますと、理由別集計には滞納者62人のうち、生活困窮が26人、納付意思なし23人、計49人で実に79%を占めています。この現状に対して公平・公正な、誰もが納得できる解決方針を持ち得ていないのではないのでしょうか。質問に対して、厳しく取り立てる初動が重要、法的手段も検討と一般的に回答するのみで、現実にはサラ金業者のような問答無用の取り立てに走らざるを得ま

せん。そこには、安心して町民が暮らす、一番身近な地方自治体としてどのように工夫するかというまともな検討すらされていないと言わざるを得ません。かと思いきや、各種滞納の最高額を聞きますと、住宅使用料では約179万円、住宅新築資金では約698万円、保育料では約51万円など長期に納付を促すことが放置されているような高額な方も見受けられます。現実に町民の苦境を無視した厳しい取り立ての方針が今回の横領事件の温床となり、結果は深刻な滞納問題は一向に改善されていません。

2つ目には、公金横領事件に見られる行政事務のずさんさは目に余るものがあります。金銭を扱う機関としてチェックのいろはも行っていなかったことが明るみになりました。私はより重症だと思ったことは、北川町長がチェックの甘さは20年前からと平然と言い放って他人事のように受けとめている様子でした。気がついた時点で最高責任者として改善指示を出すのが当然で、それすらしていなかったのであれば、管理監督を怠っていたことを率直におわびすることから始めなければなりません。

現在明らかにした被害額約3,370万円は、甲良町にとっては膨大な金額です。町長、課長の管理監督不行き届きという程度に済ませてはならず、この機会に行政事務全般を総点検すべきだと思います。8月4日に開いた総務民生常任委員会で、前税務課長は数年にもわたる横領を見抜けなかったのかとの私の質問に答えて、行政事務が善管主義に頼る面がある旨の答弁をされました。市民社会における人と人との関係は、善意に基づく部分が多くを占めています。しかし、税を財政基盤に置く町行政は法と規則に基づく厳格な管理が必要であることは、もはや多くを語る必要はありません。公金横領事件に厳しい批判が集中しているにもかかわらず、この核心に当たる課題を町長と一部幹部職員がいまだに理解していないかとも思われます。

3つ目は、プレミアム商品券の混乱の問題であります。これは、町民のことを第一に考えていなかったことが根底にあることをよくかみしめていただきたいと思っています。

4つ目は、暮らし、子育て、農業応援の事業が脇に追いやられ、あるいは不十分な位置づけのまま防災センター建設、工業団地計画に熱中した偏りを根本から転換することを求めたいと思います。委員会で提起したように、町民の批判が強い介護保険料の負担軽減のため、たとえ1,000円、2,000円の補助でも、庶民はうれしいメッセージとして伝わります。子育て応援の充実、強化は待たなしで、掛値なしで、最重点事業に据えなければなりません。そうでなければ、人口減少の深刻な状況に歯どめをかけるというスローガンは空々しい絵に描いた餅になりかねません。給食費、保育料、学童保育、入学支度金、空き家利用、購入などの補助制度、また、始まった出

産祝い金の増額も、工業団地建設計画や防災センター建設など箱物建設と比較にならないほど少ない予算で多くの町民がその恩恵を受けることになり、この地で暮らす励みともなるものです。これらは安倍内閣の経済政策、アベノミクスがいよいよ破綻しつつあるもとの、その犠牲が一番深刻な形であらわれている地方政治にこそ求められるものだと確信しています。

5つ目は、同和特別施策の完全なる終了とその公平・公正な後始末が重要です。甲良町政としても最重要課題として位置づけたその結果はどうだったのか。劣悪な住環境と貧困状況が根本的に改善されたのか、日本国憲法に基づく豊かな人権規定が展開され、活かされたのか、北川町政で総括された足跡は見当たりません。ぜひ、この結果を避けては勇気をもって取り組むべきだと考えます。なぜなら、盗水問題も深刻な滞納問題も同和问题と絡んでタブー視されてきた経過の中でメスを入れることができず、解決に至らなかった面があることを見ておく必要があるからです。

決算審査に当たり、昨今、議員の政務調査費をめぐる不正が相次いで起こり、税金の使い方、議会と議員のあり方の基本にもかかわることなので、私の意見を述べておきたいと思えます。

議員は、思想信条それぞれ異なっていることは承知しています。しかし、行政の監視役、町民の代弁者としての役割であることについては異論のないところです。ところが、今回、行政の中心的重要業務である税等の収納をめぐる横領事件が発覚した件に関し、問題にもしない、疑問視すらしないのかと思わざるを得ないほど、この間、発言しない議員がおられることはまことに残念でなりません。さらに、議員の常任委員会研修についても、議員が税金を使った視察研修という観点から見直しが必要です。必須事業のごとく議員活動に組み入れる必要があるのか、甲良町の課題を議論する中でここを先進地から学ぶことが提起され、現地視察の必要性が生じたケースに限り実施するなど、資料の取り寄せと専門分野のレクチャーで大半は済ませられるものだと思います。少なくとも何を学び、どのように甲良町に活かすのかの委員会論議が不可欠ですし、そのことが明らかにされないままに参加する意義は見出せないと思えます。議会での発言、提案、質問等をおろそかにしておいて、税金による視察研修はないと思えます。私は公金横領事件が解決せず、全容解明の作業開始の見通しさえ行政が表明できない現状のもとで、県外地視察どころではないという気持ちでいっぱいであります。

最後に、暮らしやすく安心・安全な甲良町、誇りの持てる甲良町にしていくため、1月の町議選で掲げた政策をはじめ、具体的提案を町民の皆さんと一緒に進めていくことを表明して、反対討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決します。

委員長の報告は、認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 ご着席願います。

賛成5人、反対5人で可否同数であります。

可否同数の場合は、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が採決するとあります。

したがって、認定第1号については、下記の理由により議長は可決と採決いたします。

不納欠損、私も監査委員をやっておりましたときに、不納欠損、不納欠損というて出てくるたびに悔しい思いがありました。でも、今、数名の議員の方から反対討論の中にあつたように、今までのままではあかんと思います。ですから、今後、不納欠損についてはもっと取り込んだことをやっていただいて、不納欠損の額をなくしていただきたいという思いと、それから、公金横領の件に関しましては、議員も申しておられましたけど、綱紀粛正をきっちりやっていただいて、今後こんなことが起こらんようにという願いを込めて賛成といたしたいと思います。

したがって、認定第1号については、議長は可決と採決いたします。

次に、認定第2号 平成27年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 委員長報告の中にも触れられていますが、資格証明書と短期保険証の発行が甲良町ではいまだ続いています。28年度の6月1日現在の発行数がゼロという報告がありました。改善に向かわれているのかというようにも評価をしたいところであります。同時に、私は国保会計については大変重い課題があります。

1つは、中心的には国の事業、国が国庫負担を減らしたことによる地方の財政的な負担、そして、住民の負担が増えてまいりました。ですから、この部分は議員も、それから住民も、そして行政の側も国の国庫負担を増やすよう、また戻すよう声を合わせていく必要を感じます。同時に、減免制度が報告の中にもありました。減免制度は当該者に説明するとなっておりますが、行政側が該当しているかどうかを判断した上で説明することになりますので、狭くなります。全ての町民に知らせることを原則とすべきだと思います。同

時に、県内で比べますと、甲良町は下から2番目の国保税の金額となっています。確かに比較検討で言えば低い方に当たります。しかし、町民がそれぞれ負担することから見れば、大変重い、払うに払えない状況の家庭が出ています。そこについては思い切った一般会計からの繰り出しを増やして、値下げをする、一人一人の保険料を軽減する、その方向に進むべきだと思います。そして、国の事業としては県単位の国保事業の一本化が計画されています。既に決定をされたと聞いていますが、それについても甲良町独自の課題や、そして、徴収問題、そして、甲良町における健康な暮らしをつくっていくという課題に取り組むという点でも、県一本の一律の方針になります。これについてはぜひ反対をしていただきたいですし、私たちもその方向で努力をしていきたいと思っています。

この決算については、そういうような理由で反対討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 国民健康保険特別会計におきましても、不納欠損が出ており、個々のデータごとの検討がされておられませんので、このことに関しても議員としては反対ということをおっしゃっていただきます。監査におきまして適正に処理されているということですので、私が採決に加わることは適切でないと考えますので、採決の折には退場させていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

委員長の報告は、認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数です。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成27年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 下水道会計は甲良町の歴史にとっても新しい分野です。しかし、決算書を見ると、滞納額、そして不納欠損が多く計上されています。理由別に見ますと、先ほども討論の中で言いましたが、納付意思なし、生活困窮で

ありながらこのまま放置をした結果、不納欠損に至っているのが現状です。行政としての努力を怠っていると云わざるを得ません。時効停止の手続である一番強い法的制度、それから分納の誓約の協議を開始するということが遅れた結果だと思えます。その背景にはやはり弱者を大事にしているよというメッセージを胸張って、職員がその町民に伝えられていない現状を私は思います。同時に、不法、無法を主張して払わない、いわゆる俗っぽい言葉で言えばゴリガン働く人に対しては毅然として対応ができない、そういう根底になっています。その体質を改めなければ、依然としてどの会計でも滞納や不納欠損が累積をしていきます。このことを求めて反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 下水道事業特別会計におきましても、1,258万円と多額の不納欠損処理が行われております。これに対しても個々のデータが全然検討できておりませんので、議員としては反対と言わせていただきます。ですが、監査におきましては適正処理されているということでしたので、私が採決に加わることは適切でないと考えますので、採決の折には退場させていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

委員長の報告は、認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

賛成5人、反対5人で可否同数であります。可否同数の場合は、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が採決するとあります。

したがって、認定第3号については議長は可決と採決いたします。

次に、認定第4号 平成27年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 住宅新築資金は私が語るまでもなく、同和対策事業の重要課題の1つとして取り組まれた事業であります。終わりよければ全てよし、以前から繰り返しています。隣の豊郷町は住宅新築資金の事業を完了し、つまり、債権額を全額回収した上で2億を超える金額を一般会計に繰り出す、こういう貢献ができた事業として大変評価をされています。我が党の議員も

そのことを評価した討論をしたと聞きました。そういう点で見ますと、甲良町の行政のこの分野についても、毅然とした対応が求められます。しかも、このことは同和地域も一般地域もない甲良町をぜひつくりたいというのは、どの地域の方も長い願いです。このことの偏見をまだ引きずる1つの材料となる点でも、解決はぜひ求められます。そういう点では、最高額の方が698万7,000円と聞きました。これはほとんど返済されていないと見られますし、同和対策事業を甲良町政がどのように位置づけているのかということに深くかかわっていると思います。そういう点でも解決をするしっかりとした方針を持って臨む、このことに町長をはじめ幹部職員は決意に立っていただきたいということを申し上げて、反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 住宅新築資金等特別会計におきましては、収入未済額が1億5,899万7,000円ということで、町全体の歳入額の半分を占めており、ほとんどが返済されていない、悪質な滞納者が多くいるのが現状であります。これからは日々の訪問等の小まめな徴収事務と裁判所を通じた支払い督促などを行っていただくということと、折衝記録を28年度の決算には提出していただき、収納率の向上に努力されることを期待いたしまして賛成いたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

委員長の報告は、認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数です。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成27年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 土地取得の会計については、残地つまり未処分土地がかなりありました。私たちが土地裁判を起こした時点で約1万6,000円平米です。これから比べると随分前進をしました。同時にその課題はまだまだ大きいというように思います。住新と同じように持ち家制度を活用する、持

ち家制度の中で同和対策事業を行っていくという甲良町の独自の方針を完結するための事業でもあります。そういう点では、公平・公正さがさらに要求されると思います。その中では未処分土地の販売は同和対策事業を適用された方に限るといふ枠を以前から取り払うように要請をしまいましたが、そのことをぜひ続けていただいて、未処分土地の売却の前進をぜひ図っていただきたいと思います。この土地取得造成会計についても残地が全額処分されれば、一般会計に繰り入れられて、一般会計に貢献できることのできる財政となります。そういう点でもさらなる努力、そして、不法に占有されているところ、それから委員会の審議でもある委員が指摘をされました。町の所有地であることを明確に示す諸手続、事務手続もきっちり行うことを求めて賛成討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 土地取得造成事業特別会計におきましては、27年度末で7,006.12平方メートルが残っておりますが、地籍調査と連携して、早期に売却処分していただけるものと期待いたしまして賛成といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

委員長の報告は、認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 平成27年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について討論はありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 墓地公園事業特別会計におきましても、現在182区画が残っており、今後は早期に処分できるよう町内外を問わず広くPRして販売促進に努められることと、墓地公園管理基金が減少していることから、31年度管理料の増額改正に向け理解が得られるよう連絡調整を行っていただけると期待いたしまして賛成といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 墓地公園事業については、住民へのアンケート調査の中で希望する方がかなりおられたことから事業を開始されました。そのことを尊重して、私どももこの墓地公園事業について当初賛成をさせていただいたところです。もちろん、運動公園の処分等について不明朗な点は残されていました。しかし、町民の希望であり、そしてその後の経済的な状況から全区画が販売できていない、区画が残っている現状であります。そういう点では、その枠を広めて、販売の促進に努めていただくことを申し上げて、賛成討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

委員長の報告は、認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 平成27年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論はありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 介護保険特別会計におきましては、実質収入未済額が402万4,000円と大幅に増加しており、27年度には滞納者の預貯金調査を行い、実質把握に努めるなど努力されていることはわかりますが、28年度はもう一歩進んで差し押さえ等を含めた強固な姿勢で臨み、また折衝記録を提出して、個々のデータの検討を行い、収入未済額を減少していただくものと期待いたしまして賛成とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 介護保険の事業は大変困難な状況に、国の改悪が準備されて直面をしています。そういう点でも、甲良町が健康で長生きができる、その応援を行政が一つ一つ行っていく上で独自の施策が大事だと思います。その点では、健康で暮らせるための健康指導、決算概要にもありましたし、委員長報告の中にもありました、独特の病理が非常に多く存在します。この解決を図ることは町組織あげての大きな課題だと思います。同時にその課題は財政への貢献ともなります。つまり、重症を抑えて、重症にならないうちに早く介

護、そして治療を行って、財政上も軽減するということが大事です。その方向に進んでいただきたいと思います。

同時に、高い介護保険料というのは町民と話す中でかなり多くの方が出てまいります。そういう点では、介護保険制度そのもののペナルティの枠組みがありますが、一般会計の繰り出しをしながら別の形で軽減策を図ると、これは委員会のときでも言いました。また、町長の公約の中に介護保険を使わない方に対しての商品券等のプレゼントという方向もありました。そういう点では、そういう内容を論議、検討しながら、ぜひ介護保険料の負担の軽減に足を踏み出していただくことを申し上げて、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

委員長の報告は、認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号 平成27年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について討論はありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 後期高齢者医療事業特別会計におきましては、収入未済額は前年度に比べて15万円減少して1万3,000円となっており、今後も納付義務の十分な理解を得られるよう初期段階での対応に努め、新規未納者の未然防止に努めていただくことを期待いたしまして賛成といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 後期高齢者の医療制度は、制度そのものの差別性、そして保険料がだんだんと高額になっていきます。そして、甲良町が抱える独自の問題をどうしようにするのかという検討すら奪われてしまいます。そういう点では、差別医療を助長し拡大するという点で批判が強いですし、当時の政権もこれを廃止するということを言わざるを得なかった制度でもあります。そういう点から見ると、私は個々のいろんな課題や問題点がありますが、反対討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決します。

委員長の報告は、認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数です。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 平成27年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について討論はありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 水道事業会計におきましては、不納欠損額が403万6,000円あり、収入未済額も4,030万4,000円と多額になっております。決算審査意見書におきましても、安易に不納欠損を行うことなく指摘させていただいております。ここでも不納欠損の個々のケースごとに検討がされておらず、議員としては反対とさせていただきます。また、監査におきましては適正に処理されていると認めていますので、採決に加わることは適切でないと考えますので、採決の折には退場させていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 水道事業は盗水疑惑がいまだ解決せず、つまり、盗水疑惑について全て解消したと胸を張って町が宣言できる状態かと委員会で何回か質問しました。それについては明解な答えは返ってきませんでした。そして、その中身は盗水疑惑は解消されたということすら表明できないでいます。そういう点から見ますと、膨大な累積する滞納額とのバランスがあまりにも悪過ぎます。一方はどれだけ水道料を払ったのかわからない盗水疑惑がいまだに存在することと、一方は水道料金を払えないまま、または払わないまま過ごしている状態です。そして、町がとる対応は給水停止処分のみであります。そういう点では、説得をどういうようにしていくのかという町長をはじめ行政幹部との方針の打ち合わせがないと私は見ています。そういう点では、盗水疑惑の解決とともに、この大事な水道事業を支える水道料金、絶対に払ってもらわねばならないのだと、つまり、私で言えば水道料金については、いわゆる別パイプをつくるとか、それから水道料金を払わないでいいとかいう発想自体が大変理解できません。そういう点から見ますと、ほとんどの町民の方は盗水疑惑の中で自分だけがきっちりと払っていることについて、本当に

大きな疑問を持っています。同時に、ちゃんと払っているんだから、盗水疑惑を解決してほしいというのが皆さんの願いです。その願いに応える事業とは、現在なっていないことを言わざるを得ませんので、反対討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

委員長の報告は、認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

賛成5人、反対5人で可否同数であります。可否同数の場合は、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が採決するとあります。

したがって、認定第9号については、議長は可決と採決いたします。

次に、日程第11 議案第42号 平成28年度甲良町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 9月の補正です。冬に向かう予算でもありますし、年度末を迎える補正予算ともなります。そういう点から見ますと、町民の暮らしのことを十分に考えていただきたいというように思います。あくまで例えばであります。福祉灯油の復活をし、そして生活支援を行う、そして子育て支援では出産祝い金の増額を盛り込む、あるいは保育料の軽減をまず一步、1割から踏み出す。また、給食費、これの滞納が大変大きいです。聞きますと、グループで払わんでもええようだと言われていた向きもあると聞きます。とんでもない無法であります。そういうことは町行政としては許さないと同時に、負担となる金額については子育て応援のために軽減しますという当たり前の方針をぜひ出してほしいと思います。そういう点では、9月の補正に当たって年末、年始を迎えます、そして寒い冬を迎えます。そういう点で温かい町行政の姿を、姿勢を町民に示していただくことを求めたいと思いますし、この補正ではそのことが感じられませんので、反対討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願いま

す。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数です。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第12 議案第43号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第13 議案第44号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第14 議案第45号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願いま

す。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第15 議案第46号 平成28年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第16 議案第47号 平成28年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第17 意見書第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第3号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき上記の議案を提出する。

平成28年9月21日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 岡田議員。

賛成者 甲良町議会議員 山田裕康議員。

○木村議長 本案については、岡田議員から提案説明を求めます。

岡田議員。

○岡田議員 意見書第3号におきまして、朗読をもってかえさせていただきます。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書です。

少子化対策として子育て世代の負担軽減を図り、子どもの疾病の早期診断、治療を目的に滋賀県、そして県内ほとんどの市町は県制度と連携を図りながら、住民の願いに応じて福祉医療制度を充実させてきました。滋賀県内では高校生まで助成を拡大している豊郷町をはじめ、我が町を含む多くの自治体で中学校卒業まで助成を拡大しています。そして、現在では、全国全ての道府県が地方単独の医療費助成を実施するまでになっています。

一方、国はこのような地方自治体の現物支給方式の医療費助成の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来、国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額措置を講じています。滋賀県の福祉医療全体では、県と市町で総額約6億571万円、推計であります。甲良町では約571万円、そのうち乳幼児から小中学生を含む福祉医療では約105万円もの減額となっています。

今、国は少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしています。しかし、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化、人口減少対策に逆行するものと言わざるを得ません。我が町は人口減少が著しく、地域が継続できるかが危ぶまれる重大な岐路に立たされています。こうした危機的な状況を打破するためにも、若い世代が安心して結婚、子育てできる環境整備が不可欠であり、子育てに係る負担を軽減するなど、少子化対策を抜本的に強化する必要がある、現にそのための施策を一步ずつ進めているところです。

国においては、全ての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月21日。

以上です。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論を行います。

我が町にとっても大変これは切実な課題だと思います。この報道を見て、改めて思いました。厚生労働省は子ども医療費助成、現物支給といいますが、これを行う自治体への罰則規定であります。この廃止を求める世論に押されて検討会を設置しました。塩崎厚生労働大臣も今年2月、3月の国会答弁では、今春をめどに一定の取りまとめができるようにすると表明されてきました。しかし、3月28日の検討会の取りまとめでは、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めたとされたものの、明確な廃止の方針は示すことをしませんでした。その後の動きがどうなっているのかとの問い合わせが全国で殺到しているそうであります。6月2日に制定されたニッポン一億総活躍プランでは、減額調整措置について年末までに結論を得ると、来年度予算編成ぎりぎりまで結論を先送りしてしまいました。

この背景には、医療費を抑制しようとする財務省や財界の巻き返しがあると考えられています。来年度予算にペナルティ廃止を反映させて、子ども医療費無料化を国の制度とさせるためにも、またそのことが確定するまで町の減額措置がなくなるように求めていくことは大変重要でありますし、私どもが聞いている限り、全国の自治体でこの意見書が提出されて運動をされていますし、長浜市では既に6月議会でもこれとよく似た内容の意見書が提出され可決されたと聞いています。そういう点でも、今回岡田議員により提出された意見書をぜひ賛同いただきますよう、私からも呼びかけまして賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第3号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第3号は可決されました。

次に、日程第18 意見書第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 陌間事務局長** 意見書第4号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書（案）。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき上記の議案を提出する。

平成28年9月21日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西川議員。

賛成者 甲良町議会議員 阪東議員。

- 木村議長** 本案については、西川議員から提案説明を求めます。

西川議員。

- 西川議員** 朗読をもって、意見書を提案します。

臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書。

安倍内閣は、TPP協定をこの臨時国会で批准させようとしています。しかし、国民的な論議が尽くされたとはとても言える状況ではありません。そもそもTPP協定は農業分野だけでなく、保険、医療、自治体が発注する公共事業など、あらゆる分野の関税撤廃を最大の目的とした協定であり、貿易の障害となる国内制度、法律をも非関税障壁と見立てて撤廃を迫り、経済主権、国家主権をも脅かす危険性を持つものです。

先の通常国会では、交渉過程を示した資料はタイトルと日付以外は全て黒塗りで、協定の内容も交渉過程も国民にはひた隠しにした姿勢が痛烈な批判を浴びました。その不十分な情報のもとでの審議ですら、①TPP協定には関税の撤廃、削減をしない除外規定が一切存在しないこと、②付属書で、日本だけが農産物輸出大国5カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務づけられていること、③一切手をつけさせなかったという155の細目も、品目で見れば無傷のものはただの1つもないという事実を、石原TPP担当相と森山農相は認めざるを得ませんでした。

これらの内容が、農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとした国会決議に違反していることは明らかです。その上、TPP12カ国で国内手続が完了している国は1つ也没有。特にTPP協定の発効に必須であるアメリカの動向は、大統領候補2人ともがTPP反対を表明するなど、ますます混迷と矛盾を深めており、TPPの発行自体が危ぶまれています。このような中で日本が先んじて批准すべきではありません。

よって、T P P 協定の批准は臨時国会で性急に行なわないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年9月21日。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 賛成討論をさせていただきます。甲良町においては、ふるさと納税で一番人気であります甲良米というブランドがあります。T P P において関税撤廃で1俵3,000円のお米が入ってくることになると、甲良町の農家に大変打撃を受けることは間違いありません。また、農家離れが加速して、甲良町の水田は荒れ地になってくることが考えられます。甲良町の農家のことを考えましたら、自然と答えが出てきます。それで私は賛成とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

6番 阪東議員。

○阪東議員 J A 関係、また農業者については、このT P P については現在でも反対をされております。それと意見書に書かれていましたように、大統領候補は2人とも反対しているということは、何か貿易でいろんな支障があるということで、先だって日本が論議に入るといえることはないと思います。

きのうの農業新聞で、要はニューヨークの方で安倍総理がジェトロ主催の対日投資セミナーというところで、この26日、当然、臨時国会が開催されるということで、それで早期批准するということが新聞に載っておりました。結論から出すということで、この結果としては成立をするだろうと思っておりますが、ましてこういうふうな農産物の大打撃と、もう一つはやはりグローバルスタンダードという形の中で、国際的にも非常に厳しい農薬基準というものを日本も持っております。そういった観点からすると、グローバルになってくると当然、ほかの地域からすると低コスト、またそういう基準が逆に軽くなってくるといえることも考えられます。また、遺伝子組み換えの農産物、そういうものについてもどんどん日本に入ってくる、またそういう記載の要領も、食品衛生という観点からするとやっぱり変わってくるということで、食の安全ということについてはないがしろにされることを懸念しております。そういった意味で、この意見書については26日から国会が召集されますけれども、早く提出できるように私としては賛成をしたいと思います。

○木村議長 ほかにありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 私も賛成の討論をしたいと思います。私は、T P P協定全体を否定するものではないんですけれども、今現在このT P Pの動き、情報開示がきちっとされない状態で進めていくということに対して疑問を持っておりま
す。全体を理解して、それを批准するというのはなかなか難しいことだとは思
うんですけれども、少なくともこういう方向でT P Pを進めようとするとい
うところの情報開示がなければ、そういった議論もしっかりできないこと
を判断しまして、この意見書に対して賛成討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私は4点にわたって賛成討論としたいと思います。

1つは、ここにありますように町の発注、これにも第9章の協定の中に地
元の要求を排除するという中身が書かれているようであります。解説書が出
ている部分がありますが、後でも触れますが、大変わずかな部分しか公開さ
れていません。そういう中でも町が中小零細業者、町内の業者を育てようとい
うことでこの事業は町内業者優先ですよ、ないしは下請けに入る場合、つ
まりJ Vで組んでも地元の建設業者が入れるようにということの枠組みをつ
くること自体が禁止される、ないしはアメリカの大手の建設業者がありますが、
ここから訴えられる可能性や根拠を持つものと思います。そういう点では、
地元の事業の取り上げ、縮小につながっていくものだと考えます。

2つ目は、遺伝子組み換え商品でないという表示だとか、それから原産地
表示、そして今言われている、安倍内閣が準備をしている国内対策、つまり
T P Pが協定されて大量にまた安いものが入ってきても対抗できるという対
抗措置そのものが貿易の障害になるという認定をされる可能性が出てまいり
ました。そのことも今、専門家の中では大変な論議が広がっているようで
あります。

3つ目は、議員が言われましたように、黒塗りの経過報告、交渉経過が提
出されました。つまり、国民にはどんな内容で、そしてどんな交渉経過で
T P Pの協定を結ぼうとしているのか、そして国内手続で批准をしようとする
のかについても全くわからないまま批准がされる、これほど怖いものはあり
ませんし、民主主義にも反するというように思います。そういう点では、T
P P協定に賛成をする立場の人でさえも、こういう民主主義の大前提をまず
守るべきだという点で臨時国会に性急に批准することについては反対の世論
が起こっているものだと思います。

そして最後に、T P P協定は6, 0 0 0ページにおよぶ協定書だと言われ

ています。日本語に翻訳されているのがわずかに2,000ページだと聞いています。そういう点でも、交渉内容と同時に協定そのものがどんな内容なのか国民には全くわからないまま批准をして国内手続に入るということ自体がいかに危険かという点で、阪東議員も言われましたが、早急に国会に送り、関係機関に送り、反対の声を届けていく必要があると考えますので、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより意見書第4号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第4号は可決されました。

次に、日程第19 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第20 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

5日開会で本日まで17日間、9月定例会、非常に長い会期中で、本日、閉会日を迎えました。9月議会に提案をさせていただきました議案、報告3件、承認が1件、認定が9件、議案が7件、諮問が1件、同意が2件、計23件の議案を提案させていただきました。議員各位のご理解をいただきまして、全ての案件が認定、承認をしていただきました。大変ありがとうございました。

9月議会は決算議会でございます。平成27年度の執行した予算について議員の皆さんからご審議をいただき、そしてその中で我々、行政の方も住民の負託に応えるべく精一杯予算執行をさせていただいたというような思いもございますが、まだまだいろんな厳しい意見もいただいておりますので、そういうことを肝に銘じて、今後も行政運営に取り組んでまいりたいと思います。

先般、10日は中学校の体育大会、そして17日は両小学校の運動会、いろんな行事、秋はイベントも含めて非常に多くございます。先般もそうした形でご出席を賜りました議員の皆さまには大変ご苦労さんでございました。両小学校の17日の運動会は、終わりがけに雨が降るというようなこともございましたが、無事に運動会の方も終了し、そしてその17日分、きのうが振替休日というようにございまして。きのうは台風が来るということで、小学校の登下校はどうなんかなというように心配をしておりましたが、幸いにも振替休日ということで小学生の皆さんには家の方でしっかりと待機をしていただいているというように安心していただいているところでもございます。そういう意味では、今後とも議員の皆さんもいろんなイベント、行事にも積極的に参加をお願いしたいと思います。

それと、今日、担当の方から皆さんの決算の概要に、はじめにという1ページ目の分を差しかえをさせていただいております。その差しかえのはじめにという部分の末尾に、平成27年度は公金横領事件などという文言を挿入させていただきました。議員の皆さんからご意見をいただいた分も、それを反省して、この決算概要の中にもそのことを入れさせていただいたということもあわせて報告をさせていただきます。9月議会で議員の皆さんから公金の着服問題、非常に厳しいご意見をいただいております。我々も鋭意努力をしております。特に捜査については警察の方とのそういう関連もございまして、詳しいことはなかなか申し上げられないという部分もございますが、告訴に向けて我々も彦根署捜査2課と連携をとりながら、できるだけ早い時期に告訴ができる体制を整えるということで、今一生懸命頑張っているというところでもございますし、全容解明についてもできるだけ早い時期、税務課の方には期限を切って、しっかりと着服金額の解明をしっかりとやれというよ

うな指示も出しておりますので、できることなら年内にはそういうことが皆さんにも報告できるような形で取り組んでいるということも皆さんにご理解をいただきたいなとも思っております。

これから秋、そして冬とだんだん気候の方も日に日に厳しい寒さもいずれは来ます。それぞれお体の方はご自愛をいただいて、それぞれの立場で議員活動に励んでいただけることもお願い申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は、ご苦労さんでございました。

○木村議長 これをもって、平成28年度9月甲良町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午前10時44分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署 名 議 員 阪 東 佐智男

署 名 議 員 宮 寄 光 一